



宮 崎 県 公 報

平成22年6月25日（金曜日）号外 第62号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
 小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

条 例	頁	
○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等 の一部を改正する条例……………（人事課） 2		○宮崎県税条例の一部を改正する条例……………（税務課） 8
○職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務 時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正 する条例……………（ “ ） 4		○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を 改正する条例……………（ “ ） 9
		○宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正 する条例……………（医療業務課） 11
		○宮崎県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条 例……………（水産政策課） 11
		○教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改 正する条例……………（教育庁） 11

本号で公布された条例のあらまし

◎ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例（条例第27号）

- 改正の理由及び主な内容
労働基準法の一部改正に伴い、時間外勤務代休時間制度を導入するため所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、平成22年8月1日から施行することとしました。

◎ 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 改正の理由及び主な内容
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員が仕事をしながら子の養育を行うための環境の整備等を目的として国と同様の措置を講じるため、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成22年6月30日から施行することとしました。

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 改正の理由及び主な内容
地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、宮崎県税条例の関係する部分について所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、平成22年10月1日から施行することとしました。

◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 改正の理由及び主な内容
総務省令の一部改正により、過疎地域自立促進特別措置法等による県税の課税免除及び不均一課税を行った場合の地方交付税の減収補てん措置が延長されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日等
この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用することとしました。

◎ 宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 改正の理由及び主な内容
保健師助産師看護師法の一部改正に伴い、宮崎県看護師等修学資金貸与条例の関係する部分について所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日等
この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用することとしました。

◎ 宮崎県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例（条例第32号）

- 1 廃止の理由及び主な内容
宮崎県離島漁業再生支援基金を廃止するため、宮崎県離島漁業再生支援基金条例を廃止することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 改正の理由及び主な内容
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等修学支援金の支給に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 6 月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第27号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（休日の代休日）</p> <p>第 4 条の 2 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項においてこれらを「休日」という。）である勤務日等（勤務日又は第 2 条第 8 項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下この項において同じ。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第 8 条の 2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 介護休暇については、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）第 8 条の 9 の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 8 条の 8 に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第 9 条の 2 [略]</p>	<p>（休日の代休日）</p> <p>第 4 条の 2 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項においてこれらを「休日」という。）である勤務日等（勤務日又は第 2 条第 8 項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第 9 条の 3 第 1 項の規定により、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第 40 号）第 6 条の 7 の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第 8 条の 2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 介護休暇については、職員の給与に関する条例第 8 条の 9 の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 8 条の 8 に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第 9 条の 2 [略]</p> <p>（時間外勤務代休時間）</p> <p><u>第 9 条の 3 任命権者は、時間外勤務代休時間として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等のうち第 4 条の 2 第 1 項に規</u></p>

	<p>定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</p>
(職員の給与に関する条例の一部改正)	
第2条 職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)の一部を次のように改正する。	
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正前	改正後
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第6条の7 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第6条の7 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 勤務時間等条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第8条の8に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>(1) 第1項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合</p> <p>(2) 第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合</p> <p>6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p>
<p>(給与の減額)</p> <p>第8条の9 職員が勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第8条の9 職員が勤務しないときは、勤務時間等条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>
(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)	
第3条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年宮崎県条例第28号)の一部を次のように改正する。	
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正前	改正後
<p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第2条 職員は次の各号に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号)第4条に規定する休日及び同条例第4条の2第1項に規定する休日の代休日(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)</p>	<p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第2条 職員は次の各号に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号)第4条に規定する休日、<u>同条例第4条の2第1項に規定する休日の代休日及び同条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間</u>(特に勤務を命ぜられた場合を除く)</p>

(3) [略]	。) (3) [略]
---------	---------------

(市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 4 条 市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 8 年宮崎県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第 3 条の 2 [略]	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第 3 条の 2 [略] <u>(時間外勤務代休時間)</u> 第 3 条の 3 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）第 6 条の規定によりその例によるものとされる職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）第 6 条の 7 の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対する当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置については、 <u>県立学校職員（大学職員を除く。）の例による。</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年 8 月 1 日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮崎県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
(育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例) 第15条 育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	(育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例) 第15条 育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>第 6 条の 7 第 4 項</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	第 6 条の 7 第 4 項	[略]	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>第 6 条の 7 第 4 項</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>第 6 条の 7 第 5 項</td> <td> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">要しない</td> <td> 要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第15条の規定により読み替えられた第 1 項ただし書に規定する 7 時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第 8 条の 8 に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100分の 150（その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の 175）から 100分の 100（その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の 125）を減じた割合を乗じて得た額とする </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	第 6 条の 7 第 4 項	[略]	第 6 条の 7 第 5 項	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">要しない</td> <td> 要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第15条の規定により読み替えられた第 1 項ただし書に規定する 7 時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第 8 条の 8 に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100分の 150（その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の 175）から 100分の 100（その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の 125）を減じた割合を乗じて得た額とする </td> </tr> </table>	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第15条の規定により読み替えられた第 1 項ただし書に規定する 7 時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第 8 条の 8 に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100分の 150（その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の 175）から 100分の 100（その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の 125）を減じた割合を乗じて得た額とする	[略]	[略]
[略]	[略]																
第 6 条の 7 第 4 項	[略]																
[略]	[略]																
[略]	[略]																
第 6 条の 7 第 4 項	[略]																
第 6 条の 7 第 5 項	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">要しない</td> <td> 要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第15条の規定により読み替えられた第 1 項ただし書に規定する 7 時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第 8 条の 8 に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100分の 150（その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の 175）から 100分の 100（その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の 125）を減じた割合を乗じて得た額とする </td> </tr> </table>	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第15条の規定により読み替えられた第 1 項ただし書に規定する 7 時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第 8 条の 8 に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100分の 150（その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の 175）から 100分の 100（その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の 125）を減じた割合を乗じて得た額とする														
要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第15条の規定により読み替えられた第 1 項ただし書に規定する 7 時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第 8 条の 8 に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100分の 150（その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の 175）から 100分の 100（その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の 125）を減じた割合を乗じて得た額とする																
[略]	[略]																

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 6 月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第28号

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年宮崎県条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 非常勤職員</p> <p>(2) 臨時的に任用される職員</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) <u>育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員</u></p> <p>(6) <u>前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p>第 2 条の 2 <u>育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p>
<p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第 3 条 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産をしたことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第 5 条第 2 号に掲げる事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 育児休業 (この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。) の終了後、<u>当該育児休業をした職員の配偶者 (当該子の親であるものに限る。)</u> が 3 月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の任命権者が定める方法により養育したこと (当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について<u>再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずること</u>となったこと。</p> <p>(育児休業の承認の取消事由)</p>	<p>(育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第 3 条 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産をしたことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第 5 条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 育児休業 (この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。) の終了後、<u>3 月以上の期間を経過したこと (当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u></p> <p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。</p> <p>(育児休業の承認の取消事由)</p>
<p>第 5 条 育児休業法第 5 条第 2 項に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) <u>職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき</u>。</p> <p>(2) <u>育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業の承認をしようとするとき</u>。</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第 10 条 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>第 5 条 育児休業法第 5 条第 2 項に規定する条例で定める事由は、<u>育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業の承認をしようとするときとする</u>。</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第 10 条 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

<p>(1) 非常勤職員 (2) 臨時的に任用される職員 (3)・(4) [略] (5) <u>育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）</u>をすることにより<u>養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員</u> (6) <u>前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員</u> （育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情） 第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 育児短時間勤務をしている職員（以下「<u>育児短時間勤務職員</u>」という。）が産前の休業を始め、若しくは出産をしたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。 (2)・(3) [略] (4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。 (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、<u>当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の任命権者が定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）</u>。 (6) [略] （育児短時間勤務の承認の取消事由） 第14条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。 (1) <u>職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。</u> (2)・(3) [略] （部分休業をすることができない職員） 第24条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、<u>次に掲げる職員とする。</u> (1) <u>非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u> (2) <u>育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u> (3) <u>部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員</u> (4) <u>前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の</u></p>	<p>(1)・(2) [略] (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 育児短時間勤務（<u>育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。</u>）をしている職員（以下「<u>育児短時間勤務職員</u>」という。）が産前の休業を始め、若しくは出産をしたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。 (2)・(3) [略] (4) 育児短時間勤務の承認が、<u>第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。</u> (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、<u>3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）</u>。 (6) [略] （育児短時間勤務の承認の取消事由） 第14条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。 (1)・(2) [略] （部分休業をすることができない職員） 第24条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、<u>育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。</u></p>
--	---

<p>当該子の親が養育することができる場合における当該職員 (部分休業の承認)</p> <p>第25条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第25条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)</p> <p>第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、正規の勤務時間以外の時間における勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。</p> <p>3 前2項の規定は、第8条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</u></p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせてはならない。</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、第8条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「<u>要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する</u>」<u>と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 前4項に定めるもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第</p>	

11条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

- 3 第2条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第9条の2第2項の規定による請求又は施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第29号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(法人の事業税の税率等)</p> <p>第32条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 50%;">各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額及び清算所得</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(2) 特別法人 次表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 50%;">各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額及び清算所得</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(3) その他の法人 次表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 50%;">各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額及び清算所得</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>2 [略]</p> <p>3 3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 各事業年度の所得及び清算所得に100分の2.9の税率を乗じて得た金額</p> <p>(2) 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の3.6の税率を乗じて得た金額</p> <p>(3) その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の5.3の税率を乗じて得た金額</p> <p>附 則</p>	[略]	各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額及び清算所得	[略]	[略]	各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額及び清算所得	[略]	[略]	各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額及び清算所得	[略]	<p>(法人の事業税の税率等)</p> <p>第32条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 50%;">各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(2) 特別法人 次表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 50%;">各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(3) その他の法人 次表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 50%;">各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>2 [略]</p> <p>3 3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 各事業年度の所得に100分の2.9の税率を乗じて得た金額</p> <p>(2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の3.6の税率を乗じて得た金額</p> <p>(3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の5.3の税率を乗じて得た金額</p> <p>附 則</p>	[略]	各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	[略]	[略]	各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額	[略]	[略]	各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	[略]
[略]																			
各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額及び清算所得	[略]																		
[略]																			
各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額及び清算所得	[略]																		
[略]																			
各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額及び清算所得	[略]																		
[略]																			
各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	[略]																		
[略]																			
各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額	[略]																		
[略]																			
各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	[略]																		

(法人県民税の法人税割の税率の特例)

- 11 昭和51年2月1日から平成23年1月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割並びに同期間内における解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人税額(法第23条第1項第4号の法人税額をいう。以下同じ。)に係る法人税割の税率は、第30条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。

(中小法人に対する不均一課税)

- 12 法人のうち次に掲げるものであって、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(法第23条第1項第4号の2の個別帰属法人税額をいう。以下同じ。)が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.8を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

(1)・(2) [略]

- 13 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である旨又は資本若しくは出資を有しないものである旨の判定は、法第52条第2項第1号から第2号までに掲げる法人の区分に応じ、当該各号に掲げる日の現況によるものとする。

(法人の事業税の税率の特例)

- 28 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第32条第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の3.6
-------------------------------	----------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額及び清算所得	100分の3.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の4.3

と、同条第3項第2号中「100分の3.6」とあるのは「100分の3.6(各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の4.3)」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。
(法人の県民税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の宮崎県税条例(以下「改正後の条例」という。)附則第11項、第12項及び第13項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に解散(合併による解散を除く。)が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
(法人の事業税に関する経過措置)
- 3 改正後の条例第32条及び附則第28項の規定は、施行日以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第30号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（昭和39年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区域、地区又は地域において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域、地区又は地域における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下本条において「過疎法」という。）第2条第2項の規定により公示された市町村の区域（過疎法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）内において製造の事業、ソフトウェア業又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業又は水産業を行う個人</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(過疎地域における県税の課税免除)</p> <p>第2条 過疎地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度（個人の行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、5箇年度）のものに限る。</p> <p>(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの</p> <p>ア 過疎地域として公示された日から平成22年3月31日までの期間（当該過疎地域が過疎地域でなくなったときは、当該公示の日から過疎地域でなくなった日までの期間）内に過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号。以下「自治省令第20号」という。）第1条第1項第1号イに規定する特別償却設備（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして自治省令第20号第2条の規定により計算した額に対して課するもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(中心市街地における県税の不均一課税)</p> <p>第7条 県税条例第36条及び第75条の規定にかかわらず、中心市街地においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度ののものに限る。</p> <p>(1) 不動産取得税 中心市街地活性化法第9条第10項の規定による認定基本計画を公表した日（平成22年3月31日以前であるものに限る。以下この条において「公表日」という。）から起算して3年内に商業基盤施設のうち中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成11年自治省令第9号。以下「自治省令第9号」という。）第2条第1項に規定するもの（以下「中心</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区域、地区又は地域において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域、地区又は地域における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下本条において「過疎法」という。）第2条第2項の規定により公示された市町村の区域（過疎法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）内において製造の事業、<u>情報通信技術利用事業（過疎法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。）</u>又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業又は水産業を行う個人</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(過疎地域における県税の課税免除)</p> <p>第2条 過疎地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度（個人の行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、5箇年度）のものに限る。</p> <p>(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの</p> <p>ア 過疎地域として公示された日から平成23年3月31日までの期間（当該過疎地域が過疎地域でなくなったときは、当該公示の日から過疎地域でなくなった日までの期間）内に過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号。以下「自治省令第20号」という。）第1条第1項第1号イに規定する特別償却設備（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして自治省令第20号第2条の規定により計算した額に対して課するもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(中心市街地における県税の不均一課税)</p> <p>第7条 県税条例第36条及び第75条の規定にかかわらず、中心市街地においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度ののものに限る。</p> <p>(1) 不動産取得税 中心市街地活性化法第9条第10項の規定による認定基本計画を公表した日（平成24年3月31日以前であるものに限る。以下この条において「公表日」という。）から起算して3年内に商業基盤施設のうち中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成11年自治省令第9号。以下「自治省令第9号」という。）第2条第1項に規定するもの（以下「中心</p>

市街地商業基盤施設」という。)を設置した者(以下「商業基盤施設設置者」という。)について、当該設置した中心市街地商業基盤施設の用に供する家屋(当該中心市街地商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、自治省令第9号第2条第1項第1号に規定する事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税 100分の0.4(土地については100分の0.3)

(2) [略]

市街地商業基盤施設」という。)を設置した者(以下「商業基盤施設設置者」という。)について、当該設置した中心市街地商業基盤施設の用に供する家屋(当該中心市街地商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、自治省令第9号第2条第1項第1号に規定する事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税 100分の0.4(土地については100分の0.3)

(2) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、平成22年4月1日から適用する。

宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第31号

宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

宮崎県看護師等修学資金貸与条例(昭和41年宮崎県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 養成施設 次に掲げる施設をいう。 ア・イ [略] ウ 法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校又は同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所 (3) [略]	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 養成施設 次に掲げる施設をいう。 ア・イ [略] ウ 法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)</u> 又は同条第3号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所 (3) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の宮崎県看護師等修学資金貸与条例の規定は、平成22年4月1日から適用する。

宮崎県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第32号

宮崎県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例

宮崎県離島漁業再生支援基金条例(平成18年宮崎県条例第24号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第33号

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

教育関係使用料及び手数料徴収条例(平成13年宮崎県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後						
<p>(使用料)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、教育関係の公の施設に関する条例 (昭和39年宮崎県条例第36号) 第 6 条第 1 項の規定により、教育関係の公の施設を管理する指定管理者が、当該教育関係の公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 教育関係の公の施設に関する条例別表第 1 に掲げる高等学校 (以下「県立高等学校」という。) 及び中等教育学校 (以下「県立中等教育学校」という。) 授業料</p> <p>(2)~(8) [略]</p> <p>2 [略]</p>						<p>(使用料)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、教育関係の公の施設に関する条例 (昭和39年宮崎県条例第36号) 第 6 条第 1 項の規定により、教育関係の公の施設を管理する指定管理者が、当該教育関係の公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 教育関係の公の施設に関する条例別表第 1 に掲げる高等学校 (以下「県立高等学校」という。) 及び中等教育学校 (以下「県立中等教育学校」という。) 授業料及び科目履修料</p> <p>(2)~(8) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、知事は、同項第 1 号の授業料については、徴収しないこととする。ただし、授業料を徴収しないことが県立高等学校及び県立中等教育学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認めるときは、この限りでない。</p>						
別表第 1 (第 2 条関係)						別表第 1 (第 2 条関係)						
使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考	使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考	
1 授業料	県立高等学校	全日制	年額	118,800 円	宮崎県教育委員会規則で定める時期	1 定時制の課程に在籍し通信制の課程を併修する場合は、定時制の授業料の額に通信制の履修科目 1 単位につき 230 円を加算する。	授業料及び科目履修料	県立高等学校	全日制	年額	118,800 円	1 定時制の課程に在籍し通信制の課程を併修する場合は、定時制の授業料の額に通信制の履修科目 1 単位につき 230 円を加算する。
		定時制	履修科目 1 単位につき	3,570 円					履修科目 1 単位につき	1,620 円		
		科目履修生以外の者	履修科目 1 単位につき	1,620 円					履修科目 1 単位につき	230 円		
	通信制	履修科目 1 単位につき	230 円	履修科目 1 単位につき			230 円					
県立中等教育学校の後期課程	全日制	年額	118,800 円		2 通信制の課程に在籍し定時制の課程を併修する場合は、通信制の授業料の額に定時制の履修科目 1 単位につき 1,620 円を加算する。	県立中等教育学校の後期課程	全日制	年額	118,800 円		2 通信制の課程に在籍し定時制の課程を併修する場合は、通信制の授業料の額に定時制の履修科目 1 単位につき 1,620 円を加算する。	
	科目履修	県立高	定時制	履修科目 1 単	3,570 円							

